

土岐市老人保健施設やすらぎのあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 土岐市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年土岐市条例第26号）に規定する病院事業を行う施設のうち、岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃中部医療センター土岐市老人保健施設やすらぎ（以下「土岐市老人保健施設やすらぎ」という。）の今後の運営等について、専門的な見地から有識者等の意見を求めるため、土岐市老人保健施設やすらぎのあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、土岐市老人保健施設やすらぎの今後の運営等に関し必要な事項を調査検討し、市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療・介護・福祉等の専門的知識を有する者
- (2) 自治会の代表
- (3) 市議会議員
- (4) 副市長
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該委員への委嘱又は任命があった日から第2条の所掌事務を終えるまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、

委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が当該会議に諮って定める。

(資料の提出等の要求)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出、説明の要求その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課及び保健センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年8月15日から施行する。